

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
 ・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
 ・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
 令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付け情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

② 災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、**あらゆる関係者※により流域全体で行う「流域治水」へ転換する**※国・都道府県・市町村・企業・住民等

課題

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

対応

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

「流域治水」への転換

- ・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を多層的に推進
- 【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

①氾濫をできるだけ防ぐ ②被害対象を減少させる ③被害の軽減・早期復旧・復興

（ためる、しみこませる）[国・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

（よりリスクの低いエリアへ誘導）
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等 [市、企業、住民]
（被害範囲を減らす）二線堤等の整備[市]

（土地のリスク情報の充実）[国・県]
水災害リスク情報の空白地帯解消等
（避難態勢を強化する）[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

（ためる）
[国・県・市、利水者]
利水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用
遊水地等の整備・活用[国・県・市]
（安全に流す）[国・県・市]
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
（氾濫水を減らす）[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

（土地のリスク情報の充実）[国・県]
水災害リスク情報の空白地帯解消等
（避難態勢を強化する）[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
（経済被害の最小化）[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
（住まい方の工夫）[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等
（支援体制を充実する）[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
（氾濫水を早く排除する）[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

（ためる、しみこませる）[国・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進



流域治水プロジェクト

- 全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容※等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

【イメージ】

- ★ 戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
- 浸水範囲（昭和XX年洪水）

★対策費用

■河川対策

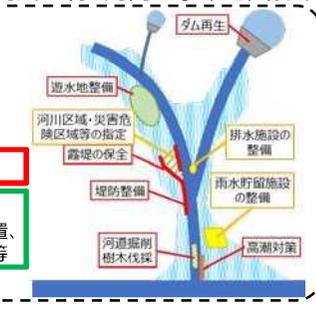
■流域対策（集水域と氾濫域）

■ソフト対策

・水位計・監視カメラ設置、マイタイムライン作成 等

■利水ダムの治水活用

- ・全国の1級水系（ダムがある99水系）毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、**新たな運用を開始【令和2年出水期から】**
- ・2級水系についても同様の取組を順次展開



（今後の水害対策の進め方）

1st 近年、各河川で発生した洪水に対応

- ・緊急治水対策プロジェクト（甚大な被害が発生した7水系）
- ・流域治水プロジェクト（全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化）

速やかに 気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

2nd

気候変動の影響を反映した抜本的な治水対策を推進

- ・治水計画の見直し
- ・将来の降雨量増大に備えた対策

「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災の加速

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

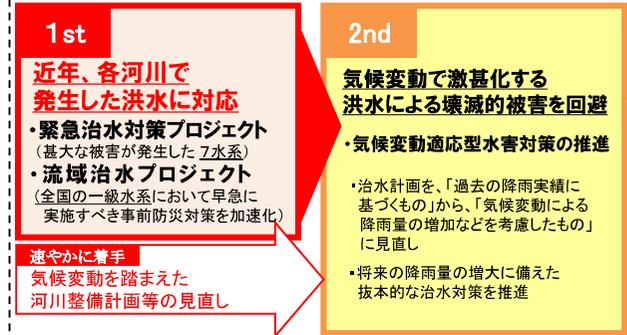
課題 ◆ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築することが必要

対応 ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「**流域治水**」へ転換

◆ 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「**流域治水プロジェクト**」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速

◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、「**流域治水プロジェクト**」を令和2年度中に策定

今後の水害対策の進め方（イメージ）



全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

◆ 令和元年東日本台風(台風第19号)により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5~10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト (概ね5~10年で実施)		
		事業費	期間	主な対策メニュー
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	令和10年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 支川に危機管理型水位計及びカメラの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
	阿武隈川下流			
鳴瀬川	吉田川	約271億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 高台整備、広域避難計画の策定 等
那珂川	那珂川	約665億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
久慈川	久慈川	約350億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堰改修、堤防整備 【ソフト対策】 下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化 等
信濃川	信濃川	約1,768億円	令和9年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 田んぼダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムライン策定推進 等
	千曲川			
合計		約5,424億円		

※令和2年3月31日 HP公表時点

全国の各河川で「流域治水プロジェクト」を公表

◆ 全国の一級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示

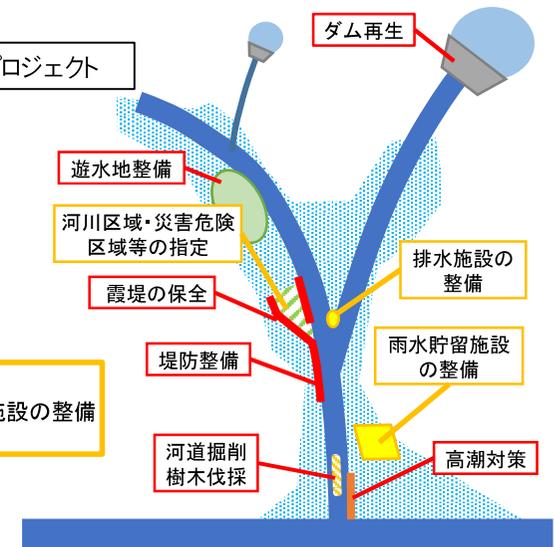
◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、プロジェクトを策定し、ハード・ソフト一体の事前防災を加速

【イメージ】 ○○川流域治水プロジェクト

- ★ 戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
- ★ 浸水範囲(昭和XX年洪水)

(対策メニューのイメージ)

- **河川対策**
 - ・堤防整備、河道掘削
 - ・ダム再生、遊水地整備 等
- **流域対策(集水域と氾濫域)**
 - ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
 - ・土地利用規制・誘導 等
- **ソフト対策**
 - ・水位計・監視カメラの設置
 - ・マイ・タイムラインの作成 等



流域治水対策(河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、 水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速)

概要: 河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水対策」を関係省庁が連携して推進する。
 (河川・ダム) 河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダムの事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等
 (下水道) 下水道による都市浸水対策、下水処理場・雨水ポンプ場の耐水化 (砂防) 土砂災害対策 (海岸) 津波・高潮対策
 (農業水利施設) 既存農業水利施設の補修・更新、農業水利施設の整備
 (水田) 水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進
 (国有地) 未活用の国有地を活用し遊水地・貯留施設の整備
府省庁名: 国土交通省、農林水産省、財務省

本対策による達成目標(抜粋)

◆中長期の目標

(河川・ダム)

- ・1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率
 現状: 約65%(令和元年度)⇒中長期の目標: 100%
 ※本対策による達成年次の前倒し: 令和32年度頃→令和27年度頃

- ・2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率
 現状: 約62%(令和元年度)⇒中長期の目標: 100%
 ※本対策による達成年次の前倒し: 令和32年度頃→令和27年度頃

(農業水利施設)

- ・排水機場等の整備により新たに湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の達成率
 ⇒中長期の目標: 100%(約21万ha)(令和7年度)
 ※本対策による達成年次の前倒し 令和9年度→令和7年度

(国有地)

- ・新たに未活用の国有地を活用し、全国50ヶ所を目標に、遊水地・貯留施設の整備に取り組む。

◆5年後(令和7年度)の状況

- (河川・ダム) 達成目標: 約73%(1級河川)、約71%(2級河川)
- (農業水利施設) 達成目標: 100%(約21万ha)
- (国有地) 達成目標: 100%(令和7年度までのできるだけ早い時期を目指す)



ダムの事前放流の推進
 (洪水発生前に、利水容量の一部を事前に放流し、洪水調節に活用)

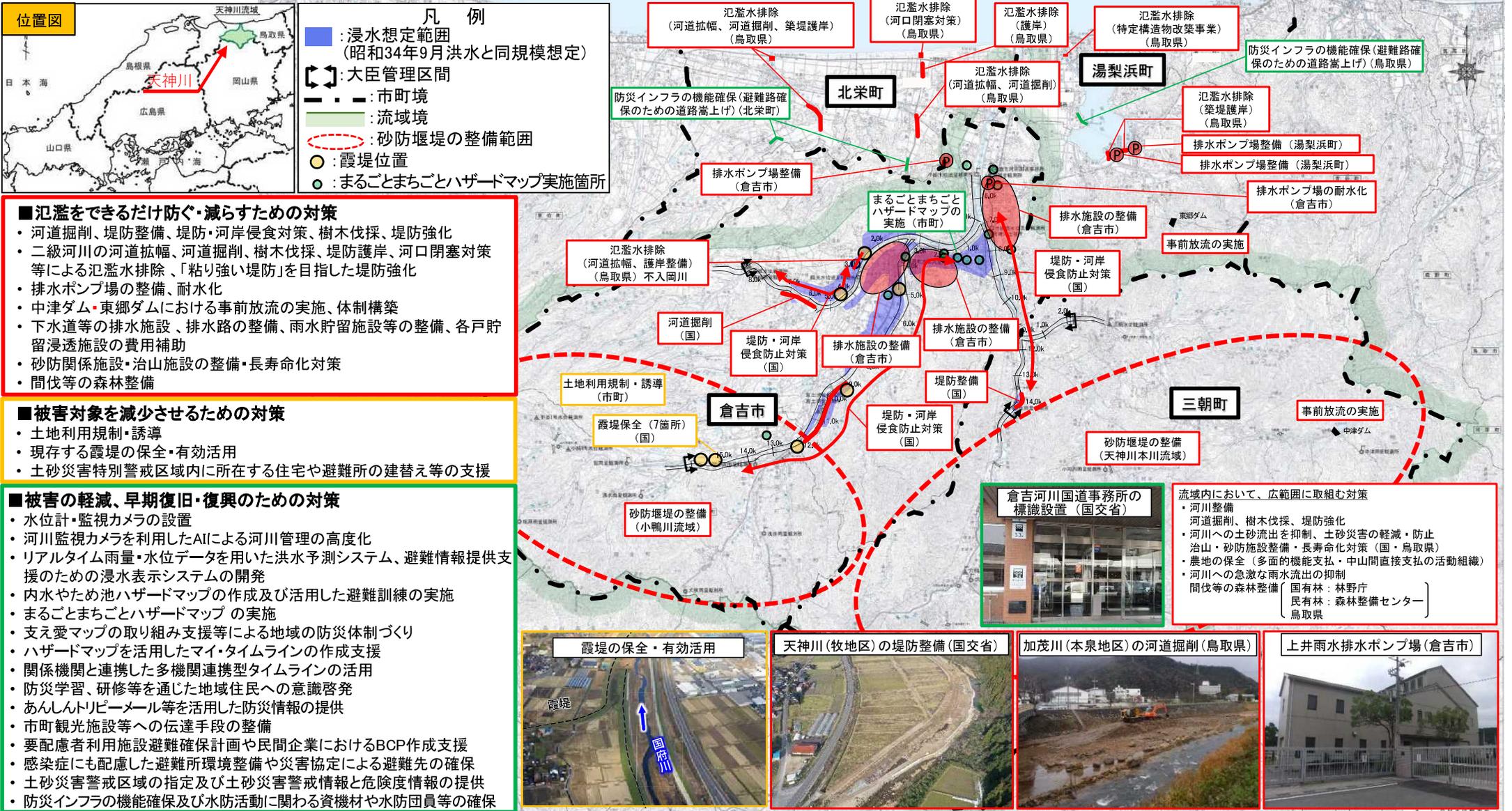
◆実施主体 国、水資源機構、都道府県、市町村、土地改良区等

関係省庁が連携した流域治水対策

天神川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～急流河川に備え、未来の営みを守るプロジェクト・「清流 天神川」流域治水対策の推進～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、天神川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、戦後最大の昭和34年伊勢湾台風と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。
- 天神川は中国地方でも有数の急流河川であり、降雨が急激な水位上昇に結び付きやすく、さらに洪水時の河川水位よりも周辺の地盤が低く、氾濫するとその影響は広範囲に及ぶため、洪水時の水位を下げる河道掘削や内水被害を軽減する排水機能増強などの事前防災対策を進める。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指す。



天神川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～急流河川に備え、未来の営みを守るプロジェクト・「清流 天神川」流域治水対策の推進～

- 天神川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】天神川中上流部等での浸水被害を防ぐため、牧地区の築堤や鴨河内地区の河道掘削、排水機場の整備や雨水貯留施設の整備を実施。
 - 【中長期】気候変動を考慮し、より大規模の洪水による浸水被害を防ぐため、天神川中下流部の河道掘削や固定堰改築等を実施し、流域全体の安全度向上を図る。
あわせて、避難計画策定・ハザードマップ周知・関係機関との実践的な訓練・排水計画の策定などソフト対策を継続的に実施し、気候変動を考慮した洪水においても逃げ遅れゼロを目指す。

■事業規模
 河川対策（約52億円）
 砂防対策（約201億円）
 下水道対策（約54億円）

区分	対策内容	事業主体	対策工程	
			短期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削、堤防整備、堤防・河岸侵食対策、樹木伐採、堤防強化	国交省・鳥取県	河道掘削・樹木伐採、堤防強化	気候変動を踏まえた更なる対策を推進
	二級河川の河道拡幅、河道掘削、樹木伐採、堤防護岸、河口閉塞対策による氾濫水排除、「粘り強い堤防」を目指した堤防強化	鳥取県	河道拡幅、河道掘削、樹木伐採、河口閉塞対策、堤防強化等	
	排水ポンプ場の整備、耐水化	倉吉市・湯梨浜町	古川沢、龍島、新町川	
	中津ダム・東郷ダムにおける事前放流の実施、体制構築	国交省・鳥取県・三朝町・湯梨浜町	事前放流の実施	
	下水道等の排水施設、排水路の整備、雨水貯留施設等の整備、各戸貯留浸透施設の費用補助	倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町		
	砂防関係施設・治山施設の整備・長寿命化対策	国交省・林野庁・鳥取県	砂防：汗干谷川 外 治山：立見地区 外	
	間伐等の森林整備	鳥取県・林野庁・森林整備センター	国有林・民有林の間伐等による森林整備	
被害対象を減少させるための対策	土地利用規制・誘導	国交省・倉吉市		
	現存する霞堤の保全・有効活用	国交省		
	土砂災害特別警戒区域内に所在する住宅や避難所の建替え等の支援	鳥取県及び関係流域市町		
被害の軽減早期復旧・復興のための対策	水位計・監視カメラの設置	国交省・鳥取県		
	河川監視カメラを利用したAIによる河川管理の高度化	鳥取県	北条川で試行・R4年度試験運用予定	
	リアルタイム雨量・水位データを用いた洪水予測システム、避難情報提供支援のための浸水表示システムの開発	鳥取県	北条川で試行・R4年度試験運用予定	
	内水やため池ハザードマップの作成及び活用した避難訓練の実施	倉吉市・湯梨浜町・北栄町		
	まるごとまちごとハザードマップの実施	国交省・倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町	設置計画の検討 市内小中学校13か所に設置	
	支え愛マップの取り組み支援等による地域の防災体制づくり	鳥取県・三朝町・湯梨浜町・北栄町		
	ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成支援	倉吉市・三朝町・湯梨浜町		
	関係機関と連携した多機関連携型タイムラインの活用	国交省・鳥取県・倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町	運用・見直し	
	防災学習、研修等を通じた地域住民への意識啓発	国交省・鳥取県・市町・林野庁・森林整備センター		
	あんしんトリピーメール等を活用した防災情報の提供	鳥取県・三朝町		
	市町観光施設等への伝達手段の整備	三朝町・湯梨浜町・北栄町		
	要配慮者利用施設避難確保計画や民間企業におけるBCP作成支援	国交省・鳥取県・三朝町・湯梨浜町・北栄町		
	感染症にも配慮した避難所環境整備や災害協定による避難先の確保	鳥取県・倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町		
土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害警戒情報と危険度情報の提供	鳥取県			
防災インフラの機能確保及び水防活動に関わる資機材や水防団員等の確保	鳥取県・倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町	避難路確保のための道路嵩上げ等		

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
 ・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
 ・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
 令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付け情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

② 災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○ 広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

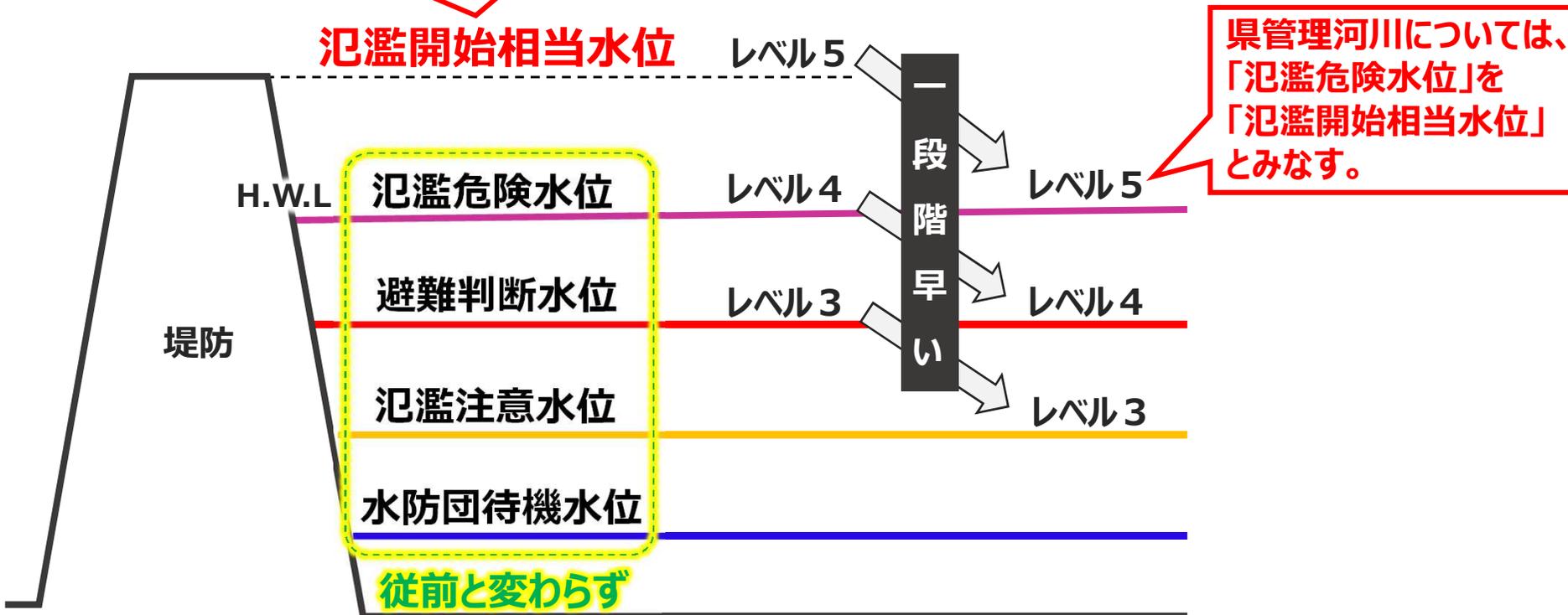
- 市町村が警戒レベル5 (緊急安全確保)を発令する判断の目安として、新たに警戒レベル4 (氾濫危険水位)の上位に「氾濫開始相当水位*」を設定できることとなった。
※ある河川の一連の区域で最も越水の可能性が高いと考えられる箇所において、氾濫が開始する水位
- 県管理河川では、平成27年度より水防法上の基準水位に相当する「避難情報のレベル」を全国より1段階早い設定としているため、氾濫危険水位を氾濫開始相当水位とみなす。

必要に応じて、市町村が設定する。

警戒レベル相当
(直轄管理河川)

警戒レベル相当
(県管理河川)

氾濫開始相当水位



県管理河川については、「氾濫危険水位」を「氾濫開始相当水位」とみなす。